

---

# 手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書

－ 手形・小切手機能の全面的な電子化に関する中間的な評価を踏まえて －

(2024 年度)

---

2025 年 3 月 26 日

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会

(事務局：一般社団法人 全国銀行協会)

## 検討会メンバー

2025年3月26日時点

委員	神作 裕之	学習院大学大学院法務研究科教授
	小出 篤	早稲田大学法学部教授
	小林 明彦	片岡総合法律事務所パートナー弁護士／中央大学法科大学院教授
	山内 清行	日本商工会議所中小企業振興部長
	吉本 嘉晃	全国商工会連合会産業政策部産業政策課長
	飯島 立浩	全国中小企業団体中央会政策推進部副部長
	赤堀 一成	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部主幹
	大江 亨	金融庁監督局銀行第一課長
	河原 圭	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	鮫島 大幸	中小企業庁事業環境部取引課長
	中村 有志	(株)みずほ銀行執行役員事務企画部長
	佐伯 哲哉	(株)三菱UFJ銀行執行役員事務企画部長
	内藤 泰介	(株)三井住友銀行執行役員事務統括部長
	関 敏幸	(株)常陽銀行事務管理部長
	安藤 彰英	(株)名古屋銀行執行役員業務部長
	村上 朋己	三井住友信託銀行(株)法人企画部統括主任調査役
	今泉 浩孝	一般社団法人全国信用金庫協会業務推進部長
	井古田 祐司	一般社団法人全国信用組合中央協会調査企画部担当部長
	高木 一	労働金庫連合会業務部長
	藤山 裕之	農林中央金庫 JA バンク業務革新部部長
	山崎 久義	(株)商工組合中央金庫業務改革部長
	土師 潤	(株)全銀電子債権ネットワーク代表執行役社長
オブザーバー	植田 暁	(株)NTT データ第三金融事業本部 決済 IT サービス事業部第四統括部 決済システム担当部長
	富安 崇	(株)日立製作所金融営業第二本部第一部長
	市嶋 敏博	BIPROGY(株)ファイナンシャル第一事業部営業二部長
	渡辺 諭	法務省民事局参事官
	菊田 直也	日本銀行決済機構局決済システム課オーバーサイトグループ長
	東 秀一	(株)ゆうちょ銀行事務統括部長

事務局

長田 朋丈 一般社団法人全国銀行協会委員会室長  
((株)三井住友銀行経営企画部全銀協会長行室長)  
干場 力 一般社団法人全国銀行協会事務・決済システム部長

(敬称略)

## <目次>

1. 序文 .....	4
2. 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画の概要 .....	5
3. 政府の動向 .....	6
4. 2021年度から2024年度までの取組み .....	8
(1) 手形・小切手の交換枚数の削減状況 .....	8
(2) 全銀協の取組み（政府・産業界・金融界等との連携含む） .....	9
① 周知・広報活動 .....	9
② 各金融機関の取組みを後押しするための情報提供 .....	11
(3) でんさいネットの取組み（全銀協との連携含む） .....	12
① でんさい発生記録請求件数の推移等 .....	13
② でんさいの機能・サービスの改善 .....	13
③ でんさいライトの提供 .....	14
④ キャッシュバックキャンペーンの実施 .....	14
⑤ 手形利用企業数等の実態調査の実施 .....	15
⑥ 全銀協・でんさいネットで連携した周知・広報活動 .....	15
(4) 金融機関の取組み .....	18
① 自主行動計画における評価項目にもとづく各金融機関における取組状況 .....	19
② 周知・広報活動 .....	22
③ 手形・小切手の削減に向けた取組施策等の実施状況 .....	23
(5) 産業界における取組状況（自主行動計画のフォローアップ状況） .....	25
5. 中間的な評価 .....	26
6. 抜本的な取組み .....	27
7. 手形・小切手以外の証券（その他証券）の削減に向けて .....	29
8. 2025年度までの取組み .....	30
9. 終わりに .....	31

## 1. 序文

2021年4月、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）が事務局を務める「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」（以下「検討会」という。）が設置され、同年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」などとされたことも踏まえ、同年7月、検討会において「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」<sup>1</sup>（以下「自主行動計画」という。）を策定した。そして、自主行動計画では、「2026年度末までに全国手形交換所における手形（約束手形、為替手形）・小切手（以下「約束手形等」という。）の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標とした。その後、2022年11月に電子交換所の稼働に伴い、全国手形交換所が廃止され、電子交換所において全国の交換枚数が把握可能となったこと等を踏まえ、2023年11月に自主行動計画を改定し、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標<sup>2</sup>とした。

自主行動計画は、この最終目標を踏まえ、約束手形等の電子化推進策を取りまとめたものであり、当該目標達成に向け、毎年のフォローアップおよび中間的な評価（2024年度）を行うこととされており、本年度は中間的な評価を実施する年度に当たる。

今般、中間的な評価として、2024年末までの各金融機関における評価項目の取組状況を確認のうえ、評価・検証し、その結果を取りまとめるとともに、当該評価を踏まえて実施する抜本的な取組み等を取りまとめた。

---

<sup>1</sup> [https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news330719\\_1.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news330719_1.pdf)

<sup>2</sup> <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2023/n111501/>

## 2. 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画の概要

項番	項目	内容
1	計画期間	自主行動計画策定（2021年7月19日）後から2026年度末までの約5年間
2	基本方針	約束手形等について、「紙」による決済をやめる観点から、電子的決済サービス（「電子記録債権」または「インターネットバンキング（以下「IB」という。）による振込」）への移行を強力に推進していくことで、産業界および金融界双方の事務負担・コスト削減やリスク軽減に寄与し、最終的に約束手形等の利用の廃止につなげる
3	最終目標	2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする

### 3. 政府の動向

手形・小切手機能の全面的な電子化に関する取組みは、2017年の政府の「未来投資戦略2017」<sup>3</sup>において、「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」が掲げられたことに端を発している。その後、2021年6月には「成長戦略実行計画」<sup>4</sup>において「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」ことが明記された。これらの政府方針を踏まえて検討会において自主行動計画を策定したことは先述のとおりである。

その後も、図表1のとおり、手形・小切手機能の全面的な電子化に関する取組みを後押しする政府方針が公表されている。また、直近では新たに、紙の手形については、下請法上の代金の支払手段として認めないとする法改正の動きが出ている。

【図表1：政府の動向（2021年以降）】

年月	主な政府文書等	概要（抜粋）
2021年6月	成長戦略実行計画	（略） <u>5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する</u> 。まずは、 <u>下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する</u> 。さらに、 <u>小切手の全面的な電子化を図る</u>
2023年6月	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版 <sup>5</sup>	<u>約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う</u>
2023年6月	デジタル社会の実現に向けた重点計画 <sup>6</sup>	決済については、 <u>法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ</u> 、（略）
2024年8月	金融行政方針 <sup>7</sup>	<u>手形・小切手機能の全面電子化に向けて、金融界が公表した自主行動計画の着実な進展を後押しする</u>

<sup>3</sup> [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017\\_t.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf)

<sup>4</sup> <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/ap2021.pdf>

<sup>5</sup> [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/ap2023.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2023.pdf)

<sup>6</sup> [https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/b24ac613/20230609\\_policies\\_priority\\_outline\\_05.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/b24ac613/20230609_policies_priority_outline_05.pdf)

<sup>7</sup> [https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/20240830\\_main.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/20240830_main.pdf)

年月	主な政府文書等	概要（抜粋）
2024年11月	国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 <sup>8</sup>	約束手形・電子記録債権等の支払サイトの短縮・現金払い化、 <u>2026年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する</u>
2025年2月	企業取引研究会報告書 <sup>9</sup>	紙の有価証券である手形については、 <u>下請法の代金の支払手段として使用することを認めない</u>
2025年3月	下請法改正法案 <sup>10</sup>	<u>対象取引において、手形払を禁止する</u>

---

<sup>8</sup> [https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2024/1122\\_taisaku.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2024/1122_taisaku.pdf)

<sup>9</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250221\\_kigyotorihiki\\_iken.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250221_kigyotorihiki_iken.html)

<sup>10</sup> 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案  
<https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250311002/20250311002.html>

## 4. 2021 年度から 2024 年度までの取組み

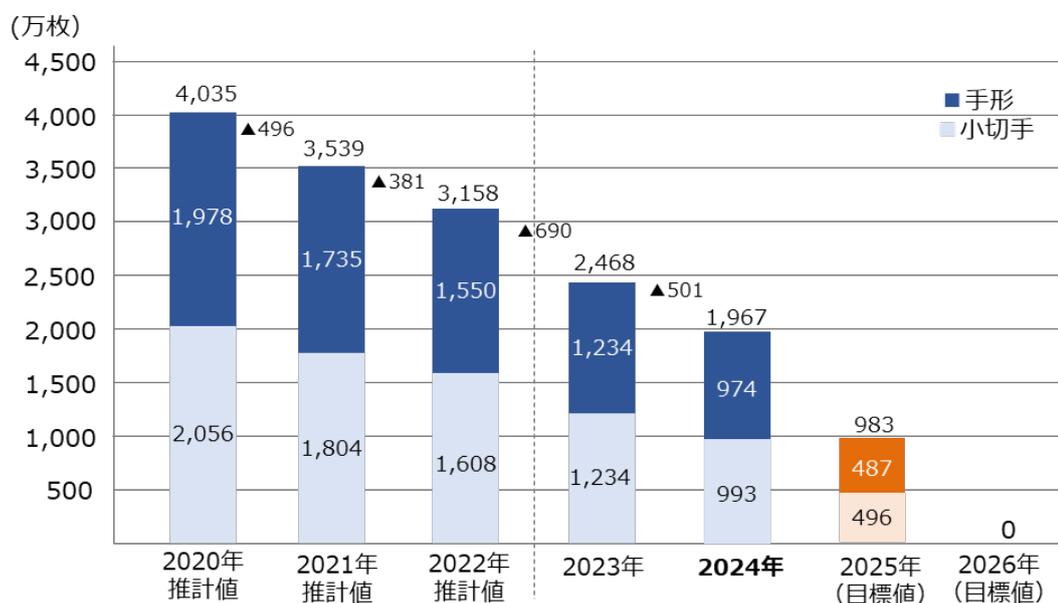
ここでは、「3.」の政府の動向に加えて、中間的な評価を実施するに当たって必要となる、現時点の電子交換所における手形・小切手の交換枚数の削減状況等や、産業界・金融界の 2021 年度から 2024 年度までの取組みを確認していく。

### (1) 手形・小切手の交換枚数の削減状況

2024 年中の電子交換所における手形・小切手の交換枚数は、1,967 万枚（手形：974 万枚、小切手：993 万枚）であった。2023 年からの削減枚数は、目標値 822 万枚の 61%である 501 万枚に留まり、2023 年実績の 690 万枚から鈍化した（図表 2）。2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにするためには、2026 年度末までの約 2 年間で毎年均等に削減すると想定すると年間 984 万枚削減する必要がある。

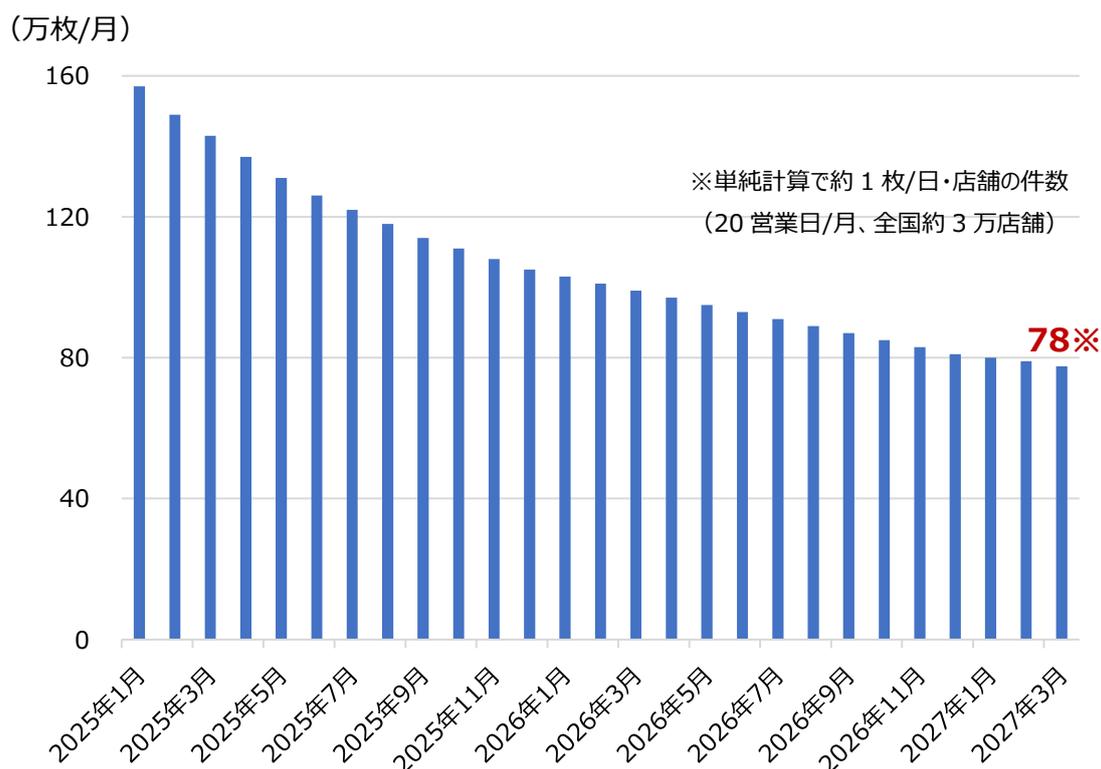
また、足許の削減ペース（2023 年から 2024 年までの年間減少率約 20%）が続いた場合、2026 年度末（2027 年 3 月）時点で月間約 78 万枚が残る試算となった（図表 3）。

【図表 2：手形・小切手の交換枚数および削減目標（年ベース）】



※2020 年～2022 年推計値は、各年の全国手形交換枚数（2020 年：4,091 万枚、2021 年：3,588 万枚、2022 年：3,203 万枚）、2018 年のアンケート（自行交換比率（手形 21%、小切手 26%）、電子交換所における行内交換を除いた 2023 年の手形・小切手の割合（38.2%、37.2%）をもとに推計

【図表3：交換枚数の今後の推移試算（月ベース）】



## (2) 全銀協の取組み（政府・産業界・金融界等との連携含む）

全銀協では、2021年度～2024年度にかけて、企業に対する周知・広報活動、および各金融機関の取組みを後押しするための情報提供を進めてきた。また、金融界・産業界・政府が一体となって、ワンボイスで手形・小切手に関する周知・広報活動を実施することが重要であることから、必要に応じて、関係金融団体、産業界・政府と連携して対応した。

### ① 周知・広報活動

全銀協において、以下のとおり、「決済・経理業務の電子化推進強化月間」（詳細は後述「(3)⑥ a.」参照）における周知・広報活動や説明会・プレゼンを実施し、手形・小切手を利用している企業に対して、電子的決済サービス（電子記録債権やIBによる振込）への移行の促進を行った。

#### a. チラシ・動画を作成、全国的な周知・広報の実施

2022年度において、手形・小切手を利用している企業に対して、2026年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化について周知し、電子的決済サービス（電子記録債権またはIBによる振込）へ移行を促進することを目的としたチラシおよび動画を作成した。

その後、2023年度には政府の約束手形・小切手の利用廃止の方針を踏まえ、2022年度に作成したチラシを更新した。また、「決済・経理業務の電子化推進強化月間」において、2022年度に作成した動画を活用したウェブ広告を全国的に実施した。

2024年度には、政府が示した2026年の約束手形の利用廃止等の期限が迫っていること等をより強調したチラシおよび動画（15秒、30秒）、ポスターを作成した（詳細は後述「(2)② a.」参照）。また、「決済・経理業務の電子化推進強化月間」において作成した動画を活用し、YouTubeやTVerといった動画配信サービスでの動画広告を全国的に実施した。

## **b. 地域・業界に対する周知・広報の強化**

2023年度の「決済・経理業務の電子化推進強化月間」において、PRESIDENTへ広告を掲載した他、週刊東洋経済に記事広告を実施した。

また、2024年度には、「決済・経理業務の電子化推進強化月間」において、電子交換所における手形・小切手の交換枚数の状況等を踏まえて、手形・小切手の利用が多いと思われる地域・業界に対して周知・広報活動を実施した。具体的には、手形・小切手の利用が多いと思われる地域の新聞、建設業、製造業、卸・小売業、繊維業、印刷業等の業界誌／紙、商工会議所の会報誌等に広告を掲載した他、交通広告として主要駅等においてデジタルサイネージの掲載を実施した。

## **c. 各地商工会議所からの依頼に基づいた説明会の実施**

2023年度において、2023年9月に日本商工会議所の会合で手形・小切手の電子化に関するプレゼンを行い、全国の商工会議所に対して、説明会等でのプレゼン希望があれば、実施する旨を説明した。その結果、2023年11月までに東京、大阪、岐阜の3か所でプレゼンを実施した。2024年度においては、金融機関と商工会議所との連携によって開催された説明会を含め、山梨県（2か所）、長崎県、大分県の計4か所で、事業者向けに手形・小切手の電子化に関するプレゼンを行った。

なお、2024年9月には、日本商工会議所の協力のもと、同会議所が提供する、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資するデジタル実装を後押しすることを目的とした「経営課題解決のためのデジタル化支援メニュー」に、手形・小切手の電子化およびでんさいの利用促進等に関するプログラムを追加した。

## **d. 業界団体主催の実務担当者向け説明会におけるプレゼンの実施**

2024年度において、全銀協の依頼に基づき、一般社団法人全国建設業協会が、傘下の都道府県協会宛に、各協会の要望に応じて全銀協および株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」という。）による説明会の開催が可能である旨を周知した。この周知等を踏まえ、宮城県、石川県、滋賀県、長崎県の建設業団体主催の説明会にてプレゼンを実

施したほか、中小企業庁からの招待により、自動車業界の実務担当者に対する説明会にて手形・小切手の電子化に関するプレゼンを実施した<sup>11</sup>。

#### **e. 金融機関の取引先向け説明会におけるプレゼンの実施**

2024年度を中心に、金融機関が取引先向けに実施した説明会において、全銀協およびでんさいネットが、手形・小切手機能の全面的な電子化に関する金融界の取組状況やでんさいの概要・操作方法等についてプレゼンを実施した。なお2024年度は説明会を24回実施した。

また、2021年度から2024年度を通じて、でんさいネットとの共同主催により、企業向けオンラインセミナーを開催した（金融機関共催。いずれの年度も金融庁、経済産業省、中小企業庁、日本商工会議所、一般社団法人日本経済団体連合会が後援。）（詳細は後述「(3)⑥ b.」参照）。

### **② 各金融機関の取組みを後押しするための情報提供**

全銀協は、各金融機関の手形・小切手の電子化に関する取組みを後押しするため、以下のとおり、各金融機関で利用可能な広報ツールの作成や、個別金融機関の取組事例の収集・共有、手形・小切手の発行停止に係る法令面の整理と約款案の共有等、さまざまな情報提供を実施した。

#### **a. 政府・産業界・金融界共同チラシ・ポスターの作成**

2023年度にリサーチ会社に委託して実施した産業界における手形・小切手の利用実態等に関する調査の結果、さらなる電子化推進に当たっては、利用者の理解促進が不可欠であり、政府・産業界・金融界による一層の周知活動が重要との結論を得た。これを踏まえ、政府・産業界・金融界が連携して、ワンボイスで手形・小切手の電子化に関する一層の周知活動を実施するため、金融庁、中小企業庁、日本商工会議所、全国信用金庫協会（信用金庫）、全国信用組合中央協会（信用組合）の協力のもと、全銀協を含めた6団体の名義を使用したチラシ・ポスターを作成した（Appendix 1）。

#### **b. 業態を跨いだ取組事例の収集・共有**

2023年度以降、複数の金融機関において、新規の当座勘定開設先への手形・小切手の発行停止または当座預金の新規開設停止ならびに2027年度以降が期日の手形・小切手の取立受付停止等の取組みが広がり始め、2024年度においては、主要行等において既存の当座勘定開設先に対しても手形・小切手の発行を停止（終了）する旨を公表する動きが見られた。こうした金融

---

<sup>11</sup> なお、中小企業庁との連携関係では、その他、2024年3月8日に開催された中小企業庁「中小企業政策審議会経営支援分科会取引問題小委員会」第19回会合において全銀協が登壇し、手形・小切手機能の全面的な電子化に関する取組み等について説明を実施している。

機関の取組事例を、他の金融機関に対して手形・小切手の電子化の取組みの推進の参考として共有するため、2024年11月、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合（計6金融機関）の協力のもと、当該金融機関の取組事例を収集、取りまとめのうえ、業態横断的に共有した。

#### **c. 手形・小切手発行停止に係る法令面の整理と約款案の作成、共有**

「(2)②b.」のとおり、2023年度以降、複数の金融機関において、新規の当座勘定開設先への手形・小切手の発行停止または当座預金の新規開設停止といった取組みが見られた。こうした動きを踏まえ、2024年10月、全銀協において、新規の当座勘定開設先に対して手形・小切手を発行しない場合の当座勘定規定のひな型改正の参考例を作成し、全銀協会員銀行および関係金融団体等に送付した。

その後、既存の当座勘定開設先に対しても手形・小切手の発行停止を公表する金融機関の取組みも見られたことから、2025年1月、既存の当座勘定開設先に対して手形・小切手を発行しない場合の当座勘定規定のひな型改正の参考例を作成し、全銀協会員銀行および関係金融団体等に送付した。

#### **d. 各業態が開催する勉強会におけるプレゼンの実施**

2024年度を中心に、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会および全国信用組合中央協会の各団体が主催する会員金融機関向け説明会に登壇し、手形・小切手機能の全面的な電子化に関する金融界の取組状況、金融機関の取組事例および前述「(2)②c.」のひな型改正の参考例の概要等についてプレゼンを実施した。

#### **e. 各金融機関の営業職員等に対する勉強会の実施**

2024年度において、でんさいネットと連携し、金融機関からの要望により、営業職員等に対する、手形・小切手機能の全面的な電子化に関する金融界の取組状況やでんさいの基本的な概要等に関する勉強会を、計60回開催した（複数回実施した金融機関の重複を含む）。また、全銀協およびでんさいネットの手形・小切手の電子化やでんさいの説明内容について動画収録を行い、希望の寄せられた金融機関に配布し、当該金融機関の営業職員への研修等において活用している。

### **(3) でんさいネットの取組み（全銀協との連携含む）**

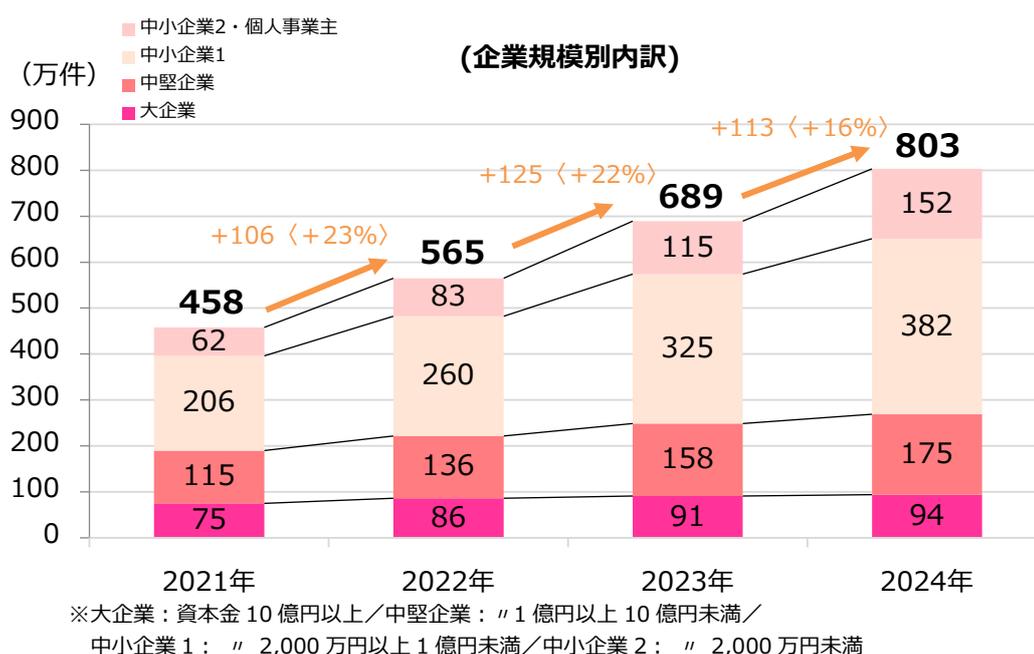
でんさいネットは、手形利用企業が、よりでんさいへ移行しやすい環境の整備に向け、以下の取組みを実施した。

## ① でんさい発生記録請求件数の推移等

自主行動計画では、約束手形等の移行先の一つとして電子記録債権が位置付けられている<sup>12</sup>ことから、「でんさい発生記録請求件数」は、電子交換所の交換枚数を構成する手形・小切手の電子化の状況を計測する指標となる。

2024年（年間）の「でんさい発生記録請求件数」は8,025,487件（前年対比約113.1万件の増加）となり、引き続き高い増加率を維持している。また、企業規模別に見ても中小企業を中心に満遍なく増加した（図表4）。

【図表4：でんさいの発生記録請求件数と前年対比増加件数】



## ② でんさいの機能・サービスの改善

でんさいネットは、でんさいの利便性向上のため、2023年1月、2つの機能改善（でんさいの発生日（譲渡日）から支払期日までの期間の短縮（変更前：最短7銀行営業日⇒変更後：最短3銀行営業日）、債権金額の下限の引下げ（変更前：1万円⇒変更後：1円））を実施した。

また、上記の機能改善に合わせ、でんさいネットはでんさいの利便性向上を案内するチラシの制作やパンフレットを改訂する等の対応を実施した。

<sup>12</sup> 自主行動計画では、約束手形等の移行先として、電子的決済サービス（「電子記録債権」または「IBによる振込」）を位置付けている。なお、決済手段は多様化しており、この他に、法人クレジットカード、ファクタリング、口座振替の手段も想定される。

### ③ でんさいライトの提供

でんさいネットは、現行の間接アクセス方式に加え、IB の契約がなくてもでんさいの利用を可能とする新しいチャンネルを構築する方針を 2022 年 9 月に決定した。同社は当該チャンネルのネーミングを「でんさいライト」として、2024 年 11 月にサービスインした。現在、146 の金融機関がでんさいライトに参加しており、利用契約数も順調に増加している。でんさいライトと間接アクセス方式との差異は以下のとおりである（図表 5）。

【図表 5：でんさいライトと間接アクセス方式との差異】

	でんさいライト	間接アクセス方式
IB 契約	不要	(原則) 必要
IB 基本手数料	不要	(原則) 必要
1 件あたりの手数料	でんさいネットが一律設定	金融機関が設定
でんさい利用申込先/ 資金決済	金融機関	金融機関
使用デバイス	パソコン、スマートフォン、 タブレット	主にパソコン
利用画面	でんさいネットが提供	各金融機関が提供
支払金額の範囲	1 円以上 100 万円以下 (受取または譲渡で利用 する場合の上限はなし)	(原則) 1 円以上 100 億円未満
サービス提供時間	平日 8 時～19 時	金融機関によって異なる

同社は 2024 年 3 月にでんさいライトの特設ページ<sup>13</sup>を開設し、企業向け周知チラシを作成する等、「でんさいライト」の認知度向上・利用促進に向けた取組みを進めている。

### ④ キャッシュバックキャンペーンの実施

でんさいネットは、主に手形の利用枚数・金額が小さい企業等、電子的決済手段への移行によるコストメリットを享受しづらい企業へのでんさいへの移行を促進することを目的として、2021～2024 年度にでんさいの新規利用者<sup>14</sup>を対象に、「でんさい発生記録手数料一部キャッシュバックキャンペーン」を実施した。

キャンペーン期間中、同社から本キャンペーンの実施についてウェブ広告・SNS 広告等で広く周知したほか、金融機関において手形利用企業やでんさい未契約企業等をリストアップし、本キャンペーンを個別に案内する等、積極的にアプローチを行った。

<sup>13</sup> <https://www.densai.net/densai-light/>

<sup>14</sup> キャンペーン期間中に初めて発生記録請求を行った利用者。

## ⑤ 手形利用企業数等の実態調査の実施

でんさいネットは、「(3)⑥ a.」(「でんさい推進強化月間」の設定・実施)に先立ち、参加金融機関がでんさいを推進するターゲット層を整理すること等を目的として、参加金融機関に対し手形利用企業数等の実態調査を依頼した。

直近(2024年8～9月)の調査は、前回(2023年8～9月)と比較すると、手形振出企業数は減少傾向にあるものの依然として21.9万社あり、でんさい債務未利用率(未契約率+債務未稼働率)は8割近くを占めていることからでんさいの普及余地は大きいことが推察される。(図表6)。

【図表6：手形利用企業数等の実態調査の集計結果】( )は前回比

手形振出企業数	うち未契約企業	未契約企業率	うち未稼働企業	未稼働企業率
219,404社 (-58,968社)	119,864社 (-28,821社)	54.6% (+1.2%)	54,411社 (-21,589社)	24.8% (-2.5%)

## ⑥ 全銀協・でんさいネットで連携した周知・広報活動

全銀協およびでんさいネットは、2021年度～2024年度にかけて、企業に対してより効果的にアプローチできるよう、以下のとおり、手形・小切手機能の全面的な電子化に関する推進および周知活動等の施策を実施した。

### a. 「決済・経理業務の電子化推進強化月間」/「でんさい推進強化月間」の設定・実施

全銀協は、でんさいネットの「でんさい推進強化月間」と連携して、例年11月を「決済・経理業務の電子化推進強化月間」と設定し、後掲の「(3)⑥ b. 企業向けオンラインセミナーの開催」に加えて、「(2)」でも述べた周知・広報ツールの作成や新聞・雑誌等への広告を実施した(図表7)。

【図表7：「決済・経理業務の電子化推進強化月間」の実施内容】

年度	実施内容
2021年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>YouTubeの全銀協公式チャンネルにオンラインセミナーにおける講演動画を掲載したほか、全銀協SNS公式アカウント(X(旧Twitter)、Facebook)において決済高度化ポータルサイトを紹介</li> <li>ウェブ広告により、決済高度化ポータルサイト<sup>15</sup>を紹介</li> </ul>

<sup>15</sup> <https://www.zenginkyo.or.jp/kessai/>

年度	実施内容
2022 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• YouTube の全銀協公式チャンネルにオンラインセミナーにおける講演動画を掲載したほか、全銀協 SNS 公式アカウント (X (旧 Twitter)、Facebook) においてオンラインセミナーの開催を周知</li> <li>• ウェブ広告により、決済高度化ポータルサイトを紹介</li> <li>• 手形・小切手機能の全面的な電子化に係る事業者向けの動画およびチラシを新たに作成。各金融機関等を通じて事業者へ配付</li> </ul>
2023 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手形振出企業の目に留まるように、手形帳・小切手帳に印字可能な広告物を作成</li> <li>• YouTube の全銀協公式チャンネルにオンラインセミナーにおける講演動画を掲載したほか、全銀協 SNS 公式アカウント (X (旧 Twitter)、Facebook) においてオンラインセミナーの開催を周知</li> <li>• 2022 年度に作成した手形・小切手機能の全面的な電子化に関する動画を活用して、ウェブ広告を実施 (2023 年 11 月～12 月の 2 か月)</li> <li>• 2023 年 11 月 10 日発売の PRESIDENT (2023 年 12 月 1 日号) に雑誌広告を掲載するとともに 12 月 18 日発売の週刊東洋経済 (2023 年 12 月 23 日・30 日合併号) に記事広告を掲載</li> <li>• 2022 年度作成の「手形・小切手機能の全面的な電子化」チラシを更新のうえ、手形利用企業へ周知</li> </ul>
2024 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 政府が示した 2026 年の約束手形の利用廃止等の期限が迫っていること等を踏まえ、チラシおよび動画 (15 秒・30 秒) を作成 (Appendix 1、2)</li> <li>• 手形・小切手の利用枚数が多いと思われる地域・業界に対し、新聞・業界誌／紙・会報誌・交通広告の他、手形・小切手を取り扱う経理担当者や経営層が購読する雑誌に広告を実施<sup>16</sup>。</li> <li>• YouTube や TVer への動画広告を実施 (Appendix 2)</li> </ul>

また、でんさいネットは「でんさい推進強化月間」の期間中、金融機関と一体となって、手形・小切手を利用中の企業を対象に、でんさいの実利用を促す取組みを集中的に実施した。

<sup>16</sup> 手形・小切手の利用が多いと思われる地域の新聞・雑誌 6 紙 (誌)、業界 (建設業、製造業、卸・小売業、繊維業、印刷業 等) 14 紙 (誌)、商工会議所 10 か所、経営者・経理担当者向け雑誌 6 誌の計 36 紙 (誌) に実施。その他、交通広告のデジタルサイネージを主要駅等 6 駅に実施

## b. 企業向けオンラインセミナーの開催

全銀協およびでんさいネットは、共同主催により、企業向けオンラインセミナーを開催した（金融機関共催。いずれの年度も金融庁、経済産業省、中小企業庁、日本商工会議所、一般社団法人日本経済団体連合会が後援。）。

本セミナーは年々開催回数を増加させ、2021年度～2024年度の累計で82回開催し、延べ22,352名が参加した（図表8）。企業からはでんさいと手形との違い等に関する基本的な質問や、でんさいを利用した場合の操作、手続きに関する質問が多く寄せられた。

また、多くの金融機関が企業に対してセミナーへの参加を案内するとともに、全銀協およびでんさいネットから金融機関に対して、参加企業に対するアフターフォローを依頼した。参加企業に対するアンケート結果によると、オンラインセミナーへの参加のきっかけについては、取引金融機関からの案内と回答した企業が大半を占めており、金融機関からの積極的な周知が行われているものと見られる。

【図表8：企業向けオンラインセミナーの概要】

年度	概要
2021年度	<p>【開催回数・参加人数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全8回・2,930名</li> </ul> <p>【プログラム概要】</p> <p>&lt;全国銀行協会&gt;※プログラム共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手形・小切手の全面的な電子化に向けた金融界における取組み</li> </ul> <p>&lt;でんさいネット&gt;※対象を分けて4種類のプログラムを用意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・でんさいの基本的な仕組みと取組事例</li> <li>・でんさいの支払利用のポイントと取組事例</li> <li>・でんさいの基本的な仕組み、でんさいの普及状況と取組事例</li> <li>・でんさいの受取利用のポイントと取組事例</li> </ul>
2022年度	<p>【開催回数・参加人数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全12回・4,437名</li> </ul> <p>【プログラム概要】</p> <p>&lt;全国銀行協会&gt;※プログラム共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手形・小切手の全面的な電子化に向けた金融界における取組状況</li> </ul> <p>&lt;でんさいネット&gt;※対象を分けて4種類のプログラムを用意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロからわかる！はじめてのでんさい</li> <li>・でんさいの支払（受取）利用の事例紹介および操作方法紹介</li> <li>・でんさいの中小企業の導入事例紹介</li> <li>・でんさいの取引先との調整事例紹介</li> </ul>

年度	概要
2023 年度	<p>【開催回数・参加人数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全 18 回・4,539 名</li> </ul> <p>【プログラム概要】</p> <p>&lt;全国銀行協会&gt;※プログラム共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手形・小切手の利用実態調査および全面的な電子化に向けた金融界の取組状況について</li> </ul> <p>&lt;でんさいネット&gt;※対象を分けて4種類のプログラムを用意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・でんさいの基本的な仕組み等</li> <li>・利用開始までの流れ等</li> <li>・でんさいの操作方法等</li> <li>・取引先との調整事例紹介等</li> </ul>
2024 年度	<p>【開催回数・参加人数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全 44 回・10,446 名</li> </ul> <p>【プログラム概要】</p> <p>&lt;全国銀行協会&gt;※プログラム共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手形・小切手の利用実態調査および全面的な電子化に向けた金融界の取組状況について</li> </ul> <p>&lt;でんさいネット&gt;※対象を分けて3種類のプログラムを用意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・でんさい基礎編（基本的な仕組み等）</li> <li>・でんさい操作編（操作方法等）</li> <li>・でんさいライト編（でんさいライトの概要等）</li> </ul> <p>※でんさいライト編は2024年度下期のみ開催</p>

また、上記のセミナーのほか、でんさいネットは2021年度～2024年度にかけて独自にオンラインセミナーを開催し、累計41回実施した。（2021年度8回、2022年度12回、2023年度12回、2024年度9回）本セミナーでは、でんさいの基本的な仕組み・利用のポイント、でんさいライトの概要等について説明を行った。

#### (4) 金融機関の取組み

自主行動計画では、計画期間内の毎年3月に評価項目の取組状況を調査・確認したうえで、その結果を本調査報告書に取りまとめ、公表することとしている。また、検討会は、金融界における関係団体<sup>17</sup>および都市銀行等におけるフォローアップ結果を踏まえ、総括的なフォローアップを行うこととしている。

<sup>17</sup> 一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人信託協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、労働金庫連合会、農林中央金庫

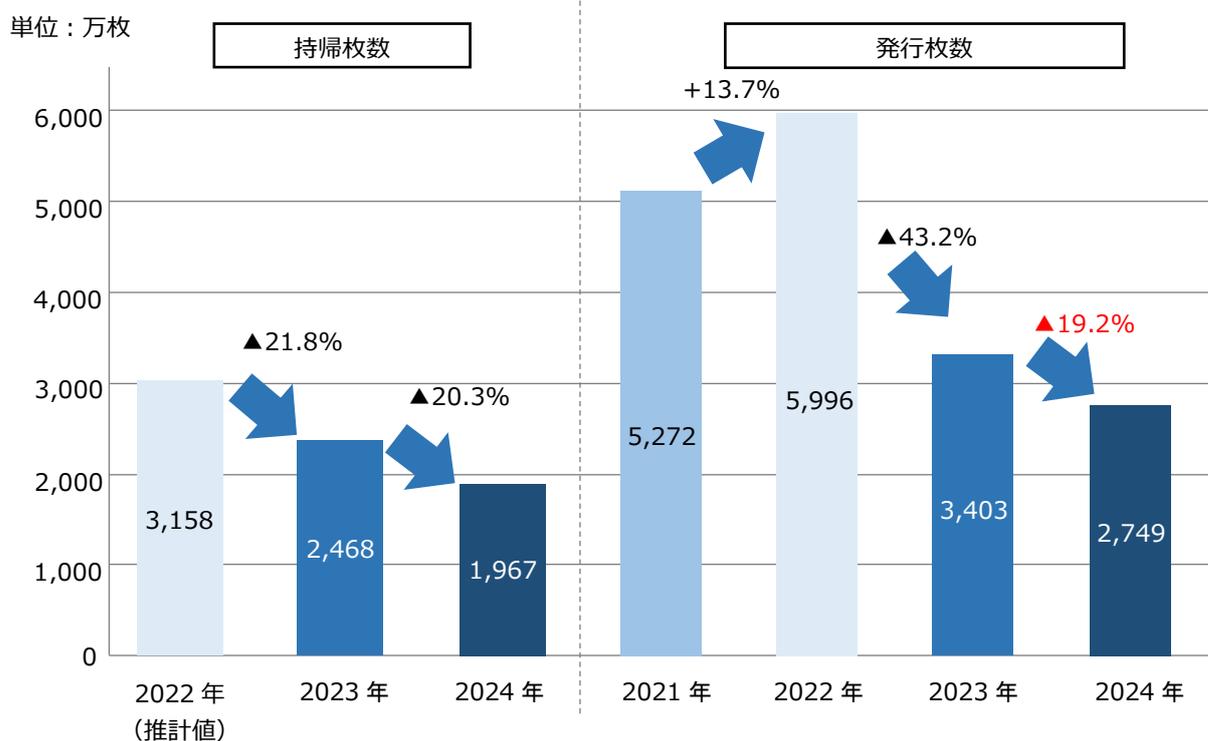
## ① 自主行動計画における評価項目にもとづく各金融機関における取組状況

2024年度は、昨年度と同様、自主行動計画における評価項目にもとづき、各金融機関における2024年中の取組状況を確認し、以下のとおり取りまとめた（図表9）。

【図表9：調査結果】

### a. 約束手形等の持帰枚数および発行枚数の減少状況（参考値）

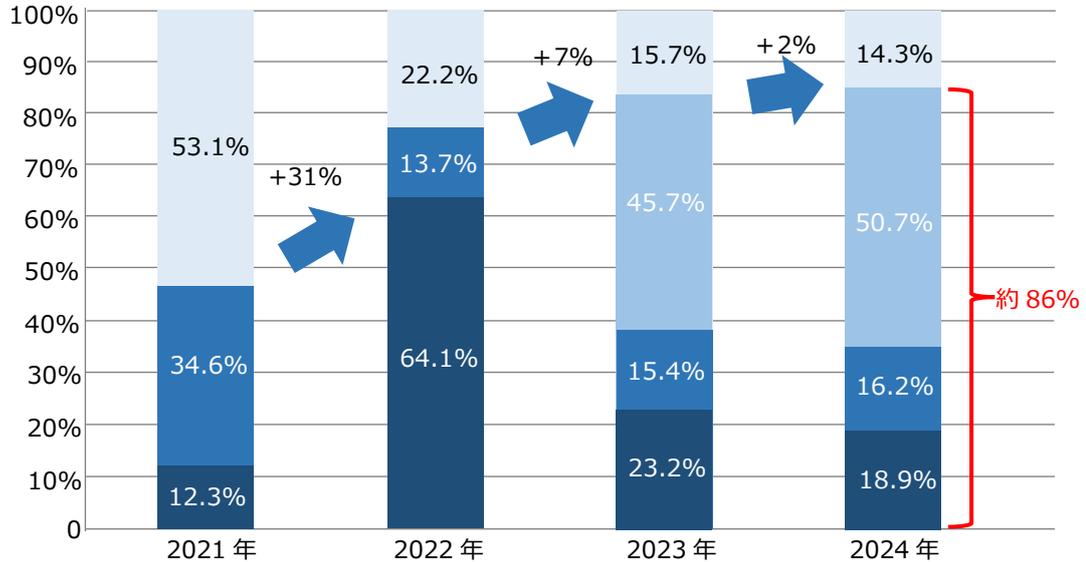
- 約束手形等の持帰枚数は2023年比で約20%減少。
- 約束手形等の発行枚数は2023年比で約19%減少



**b. 約束手形等の発行手数料、取立手数料等の合理的かつ適正な価格への見直しの検討有無**

- (過去に実施した金融機関を含む) 見直しの検討を実施済または検討中と回答した金融機関は、全体の約 86%に達した。
- 手数料の見直しは、発行手数料および取立手数料を中心に実施

■ 検討を実施 ■ 検討中 (結論が出ていない) ■ 過去に実施した ■ 実施していない

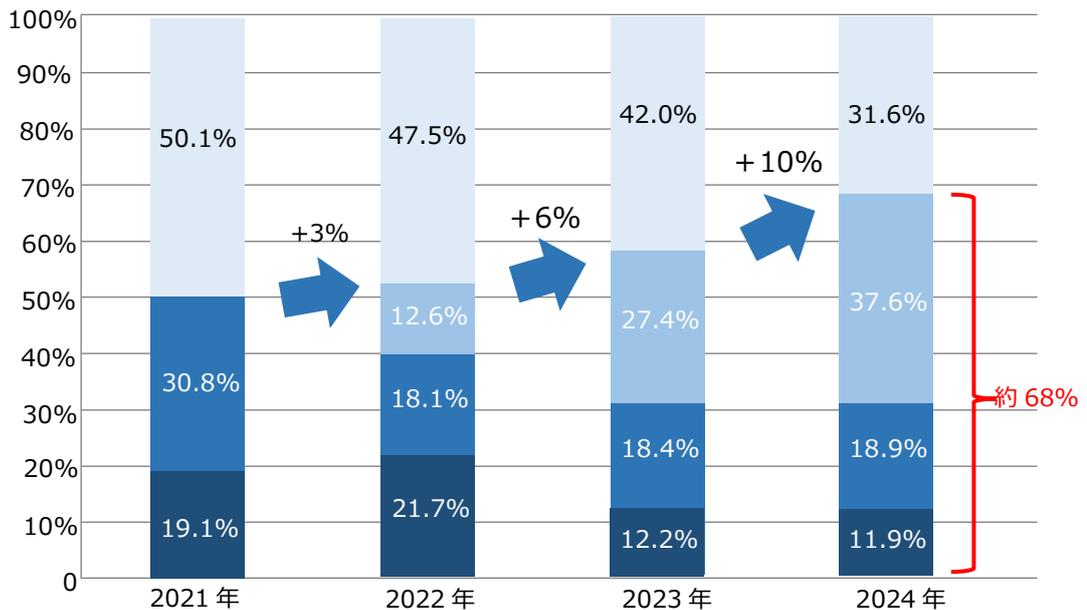


**c.**

**電子的決済サービスに係る手数料の合理的かつ適正な価格への見直し (約束手形等に係るコストとの比較) の検討有無**

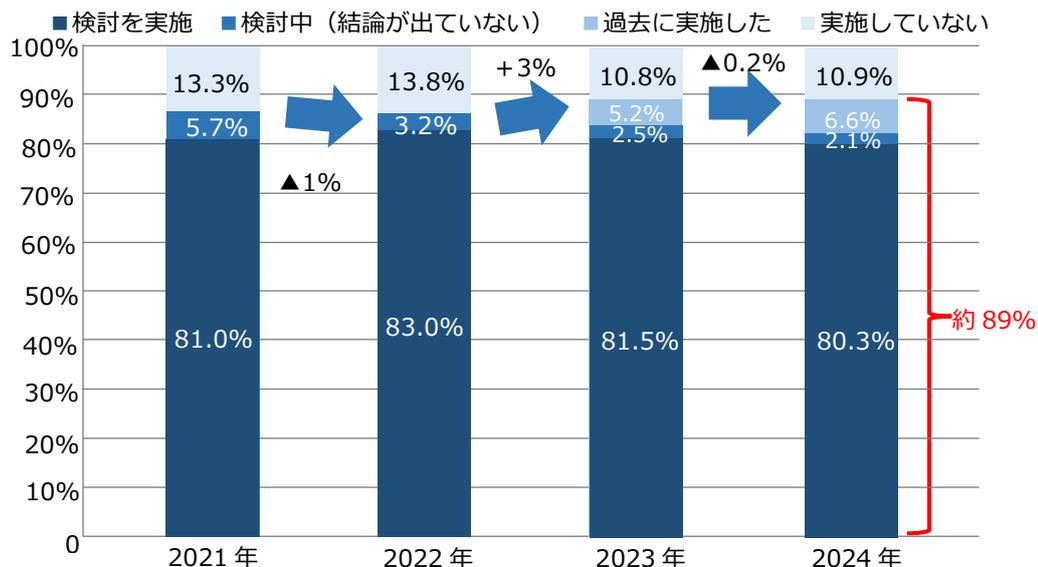
- (過去に実施した金融機関を含む) 見直しの検討を実施済または検討中と回答した金融機関は全体の約 68%
- 手数料のうち、IBの料金プランの見直しを実施した金融機関が最多

■ 検討を実施 ■ 検討中 (結論が出ていない) ■ 過去に実施した ■ 実施していない



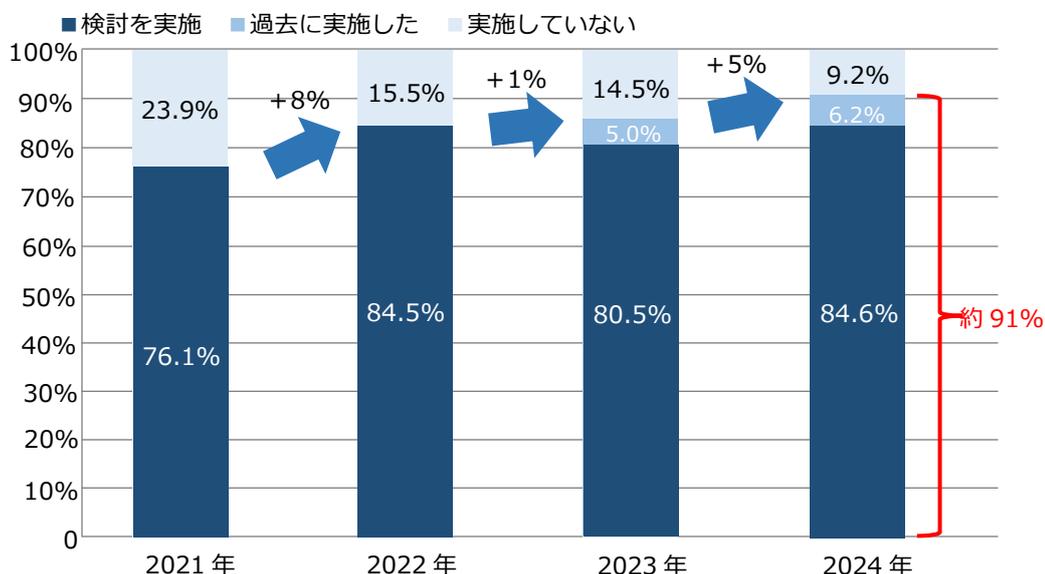
d. 電子的決済サービスの利便性向上（改善）策（UI/UX などの操作性・画面レイアウトの見直し、セットアップ（初期設定）の簡素化、対応 OS・ブラウザの拡大、取扱時間の拡大等）の検討有無

- （過去に実施した金融機関を含む）見直しの検討を実施済または検討中と回答した金融機関は全体の約 89%と前年比同水準  
※金融機関の合併等により、「検討を実施」の回答数および割合が減少したことにより、2024 年は 2023 年比で微減となった。
- 法人 IB の UI/UX および画面レイアウトの見直しを実施した金融機関が最多。



e. 電子的決済サービスの導入支援（導入・切替に対する支援、電子化に係る広報・宣伝の実施、会計ソフト等と一体化したサービスの提供等）の実施有無

- （過去に実施した金融機関を含む）導入支援を実施済と回答した金融機関は全体の約 91%と前年比同水準
- 電子化に係る広報・宣伝や IB・でんさいの初期設定等の支援を実施している金融機関が見られた



## f. 公的支援の活用を含む事業者への資金繰り支援の状況

- 手形廃止に伴う増加運転資金への対応として当座貸越（極度）を新規に設定
- 支払サイトの短縮（120日から一部現金払いへ）に際し、必要な運転資金を融資
- 電子化による運転資金の増加に対応した金利優遇融資商品の提供
- 下請法による約束手形の支払サイト短縮および2026年度に約束手形が廃止されることについて事業者にもモニタリング調査を実施し、資金繰り支援の検討や「でんさい」への切替えの推進。
- 支払サイト短縮・電子的決済手段への移行に関する取引先アンケートを行い、必要に応じた個別支援を実施。

## ② 周知・広報活動

金融機関における周知・広報活動の取組み状況を確認したところ、過去に実施した金融機関を含め 674 金融機関が周知・広報活動を実施しているとの回答であった。また、具体的な周知・広報活動を集計したところ、その結果は以下のとおりであった（図表 10）。

【図表 10：金融機関における周知・広報活動の取組み状況】

（複数回答可）

項目	実施した金融機関数
① 手形帳・小切手帳への広告文の印字または広告物の差込等	351
② 約束手形等の利用先へのチラシ等広報物の配布	475
③ 金融機関独自の約束手形等の利用先向けのでんさい説明会実施	40
④ 手形・小切手の全面的な電子化セミナーの周知	256
⑤ 約束手形等の利用が多い先への個別アプローチ（訪問・打合せ 等）	416
⑥ 約束手形等の利用先リスト（推進リスト）の作成および営業店への展開	398

### ③ 手形・小切手の削減に向けた取組施策等の実施状況

金融機関における手形・小切手の削減に向けた取組施策等の実施状況を確認したところ、その結果は以下のとおりであった（図表 11）。

図表 11 のとおり、「③既存先への手形用紙・小切手用紙の発行停止・終了（手形帳・小切手帳を含む）」については、フォローアップ調査実施時の 2024 年 12 月末時点では 126 金融機関が公表済<sup>18</sup>となっているが、その後も多くの金融機関において同様の取組みの公表が確認されている。

図表 12 のとおり、2025 年 3 月 13 日時点で、電子交換所参加金融機関 1,076 金融機関（2025 年 1 月 6 日時点）のうち、166 金融機関（15%）が既存の当座勘定利用先について手形・小切手の発行停止を公表しており、交換枚数ベースでは 55%<sup>19</sup>であった。

なお、公表予定時期を回答した金融機関を含めると、288 金融機関（27%）、交換枚数ベースでは 72%となる。

【図表 11：手形・小切手の削減に向けた取組施策等の実施状況（2024 年 12 月末時点）】

取組施策等	公表済（※）		検討中		
	回答数	実施予定時期	回答数	公表予定時期	実施予定時期
①当座預金における約束手形等の新規発行停止もしくは新規の当座預金の開設停止	706	実施済：185 2025 年上期：521	240	2025 年上期：57 2025 年下期：12 2026 年上期：7 未定：164	2025 年上期：35 2025 年下期：18 2026 年上期：12 2026 年下期：6 未定：168
②期日管理を伴う約束手形等（先日付の小切手を含む）の取立受付の停止	673	実施済：144 2025 年上期：521 2026 年上期：2 2026 年下期：4 未定：2	248	2025 年上期：53 2025 年下期：14 2026 年上期：7 2026 年下期：1 未定：173	2025 年上期：28 2025 年下期：17 2026 年上期：13 2026 年下期：13 未定：177
③既存先への手形用紙・小切手用紙の発行停止・終了（手形帳・小切手帳を含む）	126	実施済：17 2025 年上期：36 2025 年下期：14 2026 年上期：20 2026 年下期：6 未定：8	562	2025 年上期：114 2025 年下期：23 2026 年上期：17 2026 年下期：4 未定：371	2025 年上期：20 2025 年下期：28 2026 年上期：88 2026 年下期：20 未定：366
④発行済の約束手形等についての削減に関する施策（例：振出期限の設定、既発行の約束手形等の買取等）	55	実施済：12 2025 年上期：19 2026 年上期：2 2026 年下期：2 未定：2	459	2025 年上期：43 2025 年下期：17 2026 年上期：7 2026 年下期：4 未定：361	2025 年上期：17 2025 年下期：9 2026 年上期：18 2026 年下期：17 未定：365

<sup>18</sup> 「公表済」には取引企業が少ないこと等を理由として、発行停止の公表はせず対象のお客さま宛に個別に通知済と回答した金融機関等を含む。また、空欄回答の金融機関があることから、回答数と「公表予定時期」「実施予定時期」の数が一致しない場合がある。

<sup>19</sup> 交換枚数は 2024 年実績をもとに算出しているが、一部推計が含まれる

取組施策等	公表済 (※)		検討中		
	回答数	実施予定時期	回答数	公表予定時期	実施予定時期
⑤当座預金からの小切手以外の出金方法の制定 (払戻請求書、法人キャッシュカード等)	601	実施済： 82 2025 年上期： 517 2025 年下期： 1 未定： 1	332	2025 年上期： 82 2025 年下期： 24 2026 年上期： 8 未定： 218	2025 年上期： 50 2025 年下期： 34 2026 年上期： 25 2026 年下期： 7 未定： 216

【図表 12: 既存の当座勘定利用先の手形・小切手発行停止の公表状況 (2025 年 3 月 13 日時点)】

業態	①電子交換所 参加金融機関 (単位：金融機関)	シェア	②発行停止 予定	②／①	③公表済	③／①
都銀	5	1%	5	100%	5	100%
地銀	61	6%	53	87%	36	59%
第二地銀	36	3%	21	58%	18	50%
信金	254	24%	62	24%	17	7%
信組	114	11%	22	19%	3	3%
農漁協	552	51%	113	20%	82	15%
信託、労金、 外銀等	54	5%	12	22%	5	9%
合計	1,076	100%	288	27%	166	15%

業態	④交換枚数 (単位：万枚/年)	シェア	⑤発行停止 予定	⑤／④	⑥公表済	⑥／④
都銀	524	27%	524	100%	524	100%
地銀	679	35%	619	91%	423	62%
第二地銀	164	8%	107	65%	99	60%
信金	496	25%	150	30%	27	5%
信組	44	2%	9	20%	0	0%
農漁協	18	1%	6	33%	4	22%
信託、労金、 外銀等	42	2%	3	7%	2	5%
合計	1,967	100%	1,417	72%	1,079	55%

## (5) 産業界における取組状況（自主行動計画のフォローアップ状況）

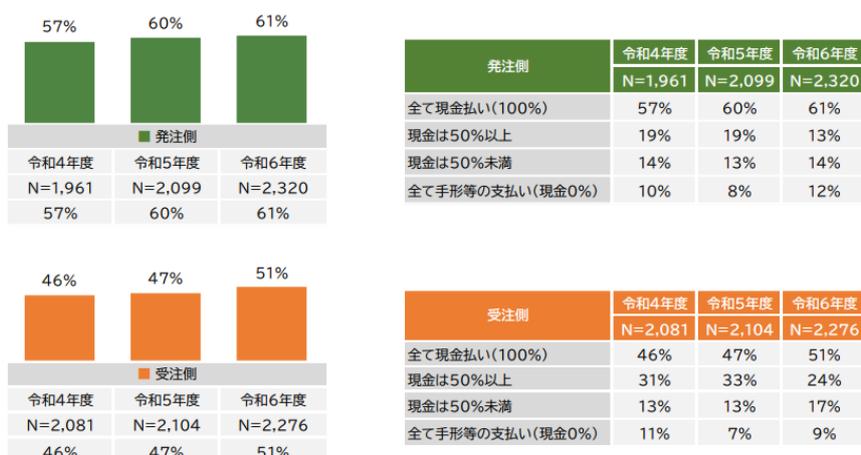
中小企業庁は、例年、自主行動計画を策定している業界団体に対し、下請等中小企業の取引条件の改善状況に関する調査（以下「フォローアップ調査」という。）を実施している。2025年2月末現在で、自主行動計画を策定済の団体の数は78に上る。

フォローアップ調査の結果は、中小企業庁「中小企業政策審議会経営支援分科会取引問題小委員会」<sup>20</sup>において提示されている。このうち、2025年1月に開催された第21回会合<sup>21</sup>において、2024年度の調査結果が報告され、手形等（約束手形、電子記録債権、一括決済方式）の利用状況については、支払企業（発注側）の約4割が、受取企業（受注側）の約5割が現時点で手形等を利用している事が分かっている。（図表13）。

一方、発注側企業において検討中含め、約束手形の利用を廃止する予定としている割合は、全体で97%（図表14）。なお、下請代金の決済方法の変更を希望しないと回答した企業の理由として、支払企業は「仕入先（発注先）から依頼されていないため」が全体で4割弱、受取企業は「資金繰りに問題がないため」が全体で7割弱と回答が最も多くなっている。

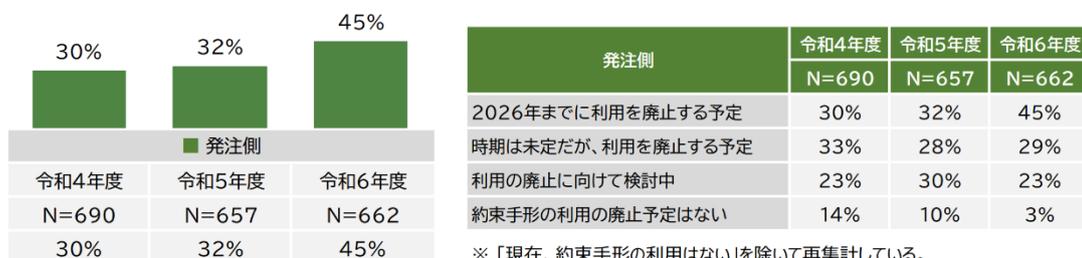
【図表13：下請代金の現金払い率（中政審第21回会合参考資料から抜粋）】

◆下請代金の現金払い率（「全て現金払い」の割合を集計）



【図表14：約束手形の廃止の予定（中政審第21回会合参考資料から抜粋）】

◆約束手形の利用を2026年までに廃止する予定（「2026年までに利用を廃止する予定」の割合を集計）



<sup>20</sup> <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/torihikimondai/index.html>

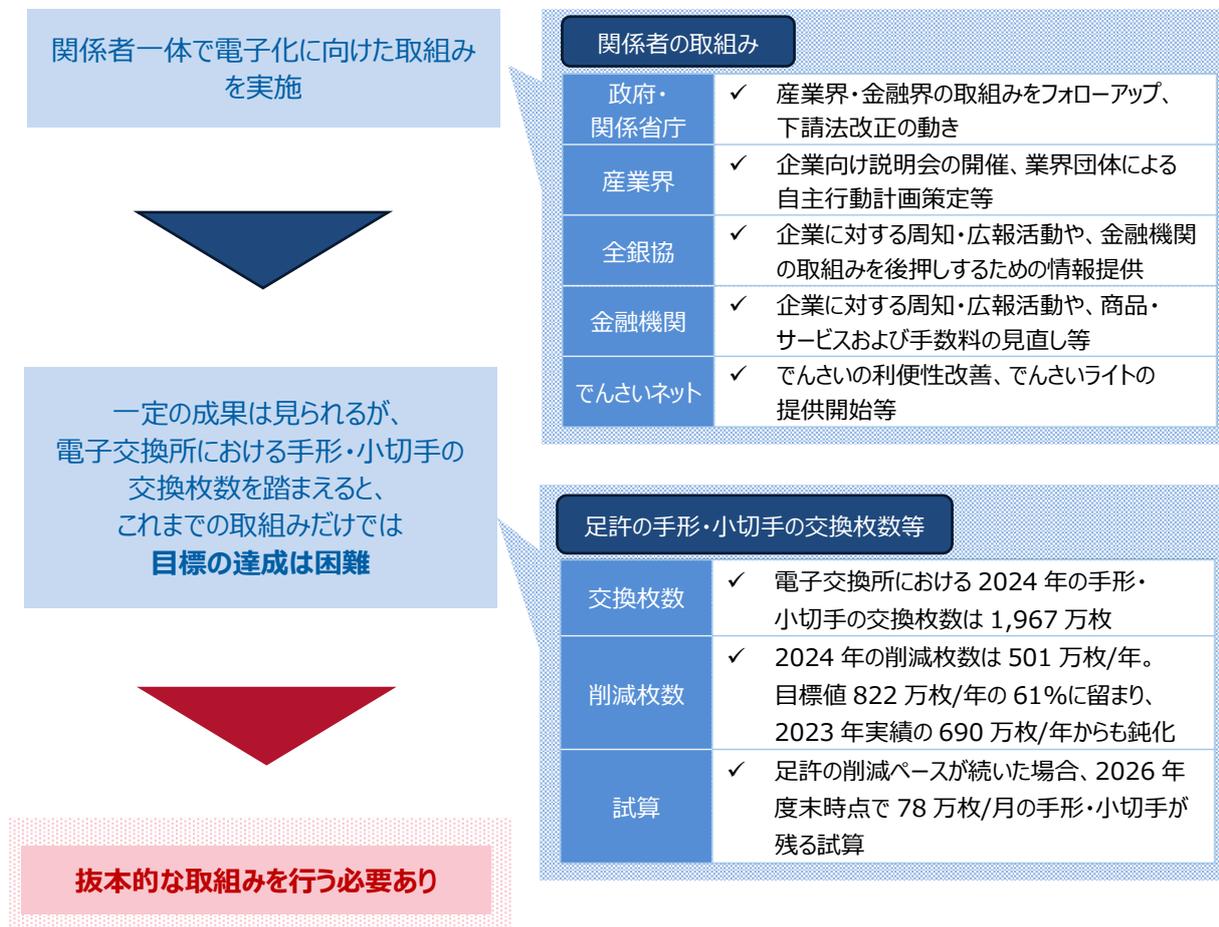
<sup>21</sup> <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/torihikimondai/021/021.html>

## 5. 中間的な評価

これまで見てきたように、政府の方針の下、関係者一体で手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みを進め、手形・小切手の交換枚数は2020年から2024年にかけて2,068万枚を削減してきた。しかし、電子交換所における手形・小切手の年間交換枚数は2024年時点で依然1,967万枚となっており、同年の年間削減枚数も目標値822万枚対比61%の501万枚に留まった。また、足許の削減ペースが続いた場合、2026年度末時点で月間約78万枚の交換枚数が残る試算となっている。

こうした状況を踏まえ、検討会は、中間的な評価として、一定の成果は見られるが、これまでの取組みだけでは目標の達成は困難と評価した。したがって、これまでの取組みに加えて、抜本的な取組みを行う必要がある。

【図表 15：中間的な評価】



## 6. 抜本的な取組み

抜本的な取組みとして、具体的に、

- **2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する**

- ✓ 目標達成時期に合わせて交換を廃止することで、関係者における電子化の取組みを一層後押しする

なお、中間的な評価等も踏まえ、全銀協では、以下の決定を行っている。

- **電子交換所システムの更改は行わない**

- ✓ 手形・小切手以外の証券についても電子化・削減を進め、わが国の生産性向上、コスト削減を図る

上記の抜本的な取組み等による主な論点は以下のとおりである。

- 2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する

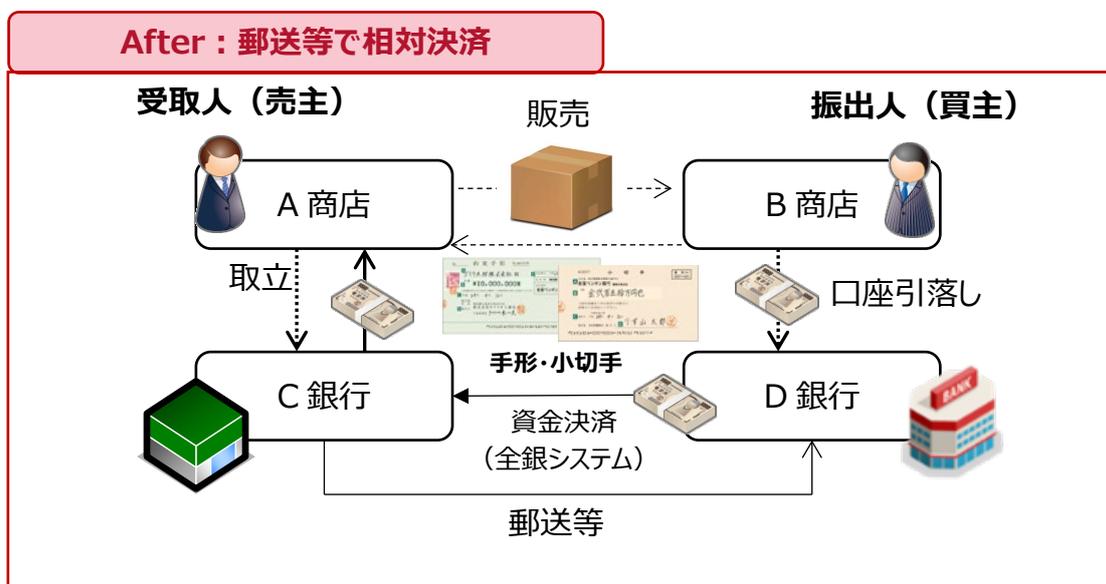
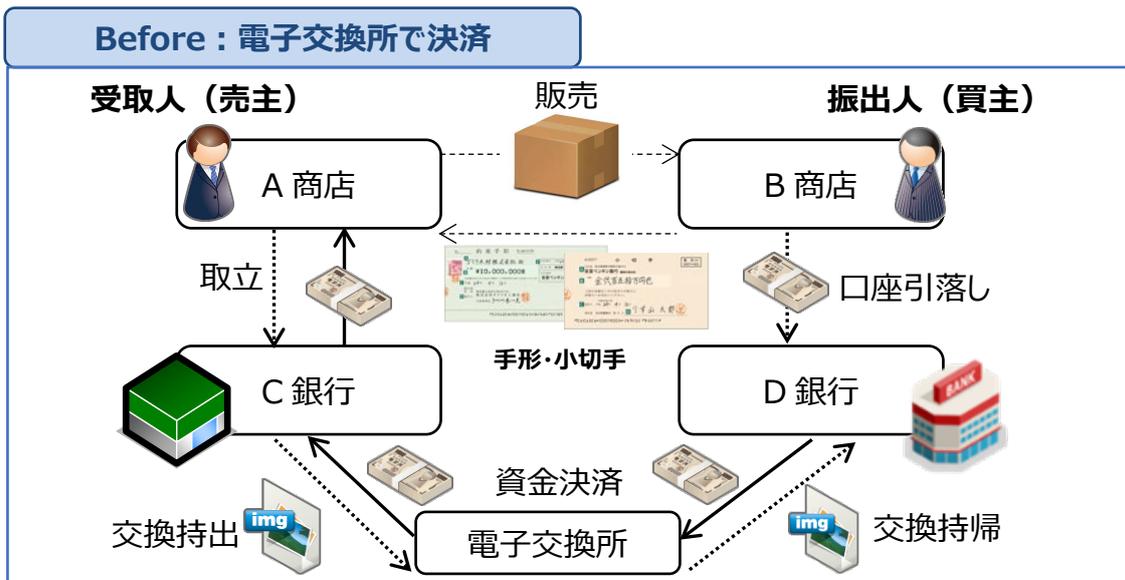
- ✓ 手形・小切手の取り扱いを継続する場合、電子交換所を介さない郵送等による相対決済（個別取立等）を行う必要がある
- ✓ 電子交換所における取引停止処分制度が利用できなくなる。但し、同様の制度はでんさいにて利用可能

- 電子交換所システムの更改を行わない（保守期限は2029年6月、保守延長は2031年6月まで可能\*）

- ✓ 手形・小切手以外の証券類に関しても、電子交換所を介した金融機関間の資金決済が出来なくなるため、各証券の特性に応じ、郵送等の代替手段による決済を行う必要がある

\*保守延長の要否は別途、代替手段への移行状況を調査し判断

【図表 16：抜本的な取組み等実施前後の金融機関間の交換フロー】



## 7. 手形・小切手以外の証券(その他証券)の削減に向けて

「6.」の2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換の廃止を実施した後は、電子交換所において、手形・小切手以外の証券<sup>22</sup>(以下、「その他証券」という。)のみが交換されることになる。

2024年度の電子交換所における手形・小切手以外の証券の交換枚数は約656万枚であった。その他証券の中で多くを占めるのは、定額小為替証書および株式配当金領収証<sup>23</sup>である。これまで定額小為替証書については、関係者(ゆうちょ銀行)と削減に向けた意見交換等を実施するとともに、株式配当金領収証については、2023年度からは、日本経済団体連合会、全国株懇連合会、信託協会、日本証券業協会、証券保管振替機構、ゆうちょ銀行および全銀協の関係7者で協議を実施し、削減に関する施策を実施してきた。

一方で、電子交換所のシステム更改は行わないことが全銀協により決定されたことから、将来的にその他証券についても電子交換所での交換ができなくなるため、その他証券の交換枚数の削減についてもより一層取り組む必要がある。

---

<sup>22</sup> 電子交換所において分類不可の判定となった「分類不能」の証券を含む。「分類不能」のなかには、汚損等により正常に読み取れなかった手形・小切手も含まれる。

<sup>23</sup> 2024年の電子交換所における交換枚数は、定額小為替証書は約381万枚、株式配当金領収証は約67万枚(ゆうちょ銀行発行分、銀行発行分の合算値)であった。

## 8. 2025 年度の取組み

2024 年度までに、政府・産業界・金融界の関係者は一体となって手形・小切手機能の全面的な電子化に向けてさまざまな取組みを実施してきたものの、中間的な評価では、一定の成果は見られるが、これまでの取組みだけでは目標の達成は困難という評価が下された。そして、これまでの取組みに加えて抜本的な取組みとして、「2027 年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」ことが決定された。これを踏まえ、2025 年度は、「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」という最終目標を達成するため、以下について取り組んでいく。

### (1) 2026 年度末の最終目標達成に向けた対応

- ①自主行動計画における評価項目にもとづく各金融機関における取組状況や、手形・小切手の削減に向けた取組施策等の実施状況をフォローする。
- ②金融機関の取組みを促進するための施策に係る法令面の整理を共有する。
- ③引き続き、金融界・産業界・政府が連携して、ワンボイスで、抜本的な取組みも含め、手形・小切手機能の全面的な電子化に関する周知活動を実施する。
- ④手形・小切手を利用している事業者や業界団体等に対して全面的な電子化の説明を継続する。
- ⑤でんさいネットとも連携のうえ、全面的な電子化に係る周知・広報を強化・継続する。
- ⑥手形・小切手機能の全面的な電子化に必要な税制・法令改正事項の整理・要望を実施する（手形・小切手による納税制度の廃止等）。

### (2) その他証券に関する対応

- 電子交換所の廃止を見据え、その他証券について、関係機関・関係省庁とも連携のうえ、交換枚数の極小化に向けた取組みを具体化していく。

## 9. 終わりに

「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」という自主行動計画の目標達成期限まで残り2年となっており、手形・小切手機能の全面的な電子化に関する取組みは最終段階に足を踏み入れつつある。そして、今般、中間的な評価を踏まえ、これまでの取組みに加えて抜本的な取組みとして「2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」ことが決定された。

各金融機関においては、自主行動計画の最終目標を達成すべく、企業に対する電子的決済サービスの導入支援や資金繰り支援等を行いながら、手形・小切手機能の電子化に関する取組みの促進が求められる。検討会においても、「8. (1)」に記載したように、金融界・産業界・政府一体となって対応するとともに、各金融業態団体とも連携しながら金融機関の取組みを後押しする施策を実施していく。

各金融機関におかれては、本調査報告書を通じて各種取組みの進捗状況を確認し、さらなる電子化の取組促進に向けて、必要に応じて施策の見直し等に活用するとともに、引き続き主体的かつ積極的な取組みを着実に実施する必要がある。

以 上

# Appendix

## 1. チラシ・ポスター<sup>24</sup>

### <2026年の手形・利用廃止、小切手の全面電子化へ>

【表面】



【裏面】



### <電子化、もうお済みですか？>

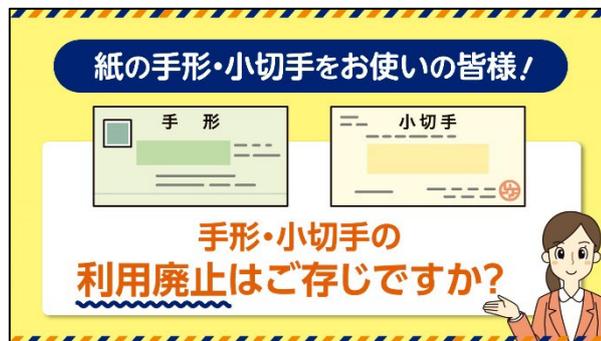
【表面】



【裏面】



## 2. 手形・小切手機能の全面的な電子化に関する動画（15秒・30秒）<sup>25</sup>



<sup>24</sup> ポスターは「2026年の手形・利用廃止、小切手の全面電子化へ」の表面のみ作成

<sup>25</sup> (15秒動画URL) <https://www.youtube.com/watch?v=iHGicFR8sAs>

(30秒動画URL) <https://www.youtube.com/shorts/NCyicHh6xP8>